

滋賀県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

わた S H I G A 輝く国スポ・障スポ（第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会）に向けて設置した基金について、両大会の開催を終え、今後は両大会の成果を継承し、本県のスポーツの振興を図ることを目的とするため、滋賀県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金条例（昭和63年滋賀県条例第6号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 題名を「わた S H I G A 輝くスポーツ振興基金条例」に改めることとします。（題名関係）
- (2) 基金の目的を、わた S H I G A 輝く国スポ・障スポの愛称で開催された第 79 回国民スポーツ大会および第 24 回全国障害者スポーツ大会の成果を継承し、本県のスポーツの振興を図ることに改めることとします。（第 1 条関係）
- (3) この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 16 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金条例の一部を改正する条例
滋賀県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金条例(昭和 63 年滋賀県条例第 6
号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

わた S H I G A 輝くスポーツ振興基金条例

第 1 条を次のように改める。

(設置)

第 1 条 わた S H I G A 輝く国スポ・障スポの愛称で開催された第 79 回国民スポーツ大会および
第 24 回全国障害者スポーツ大会の成果を継承し、本県のスポーツの振興を図るため、わた S H
I G A 輝くスポーツ振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金条例新旧対照表

旧	新
<u>滋賀県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金条例</u> <u>(設置)</u> <u>第1条 第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会の円滑な運営に資するとともに、これらの大会に向けたスポーツ施設の整備およびスポーツに関する競技水準の向上を図るため、滋賀県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金(以下「基金」という。)を設置する。</u> 第2条以下 省略	<u>わたSHIGA輝くスポーツ振興基金条例</u> <u>(設置)</u> <u>第1条 わたSHIGA輝く国スポ・障スポの愛称で開催された第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会の成果を継承し、本県のスポーツの振興を図るため、わたSHIGA輝くスポーツ振興基金(以下「基金」という。)を設置する。</u> 第2条以下 省略